

災害時応援協定書モデル

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会
災害協定策定 WG

平成 30 年 5 月

都道府県または市町村等と各地協会による災害時相互応援モデル協定書

＜都道府県または市町村名＞（以下「甲」という。）と＜〇〇〇〇＞ビルメンテナンス協会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水災害、その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、災害対策本部並びに避難所等の清掃業務及び消毒業務等の環境衛生管理業務（以下「環境衛生管理業務」という。）、給排水・電力設備等の管理業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、＜都道府県または市町村名＞内において災害が発生した場合に、甲が乙に災害対策本部並びに避難所等の環境衛生管理業務並びに給排水・電力設備等の管理業務を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において「災害対策本部」とは、＜都道府県又は市町村＞の災害対策本部が設置された施設のことをいい、「避難所等」とは、災害時の避難所のほか、甲及び市町村が管理又は指定する災害対策上重要な施設をいう。

2 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき、＜都道府県又は市町村名＞災害対策本部が設置された場合をいう。ただし、中規模災害までを想定し、激震災害の場合を除く。（広域協定の場合、「ただし、」以下を削除する）

3 前項に定める場合のほか、大規模災害が発生するおそれがあり、甲が乙の協力が必要であると認めた場合。

（協力要請）

第 3 条 甲は災害時において必要と認めるときは、次の各号の業務（以下「協力業務」という。）について、乙に協力を要請することができるものとする。

- (1) 災害対策本部・避難所等建築物の環境衛生及び給排水・電力設備等に関する被害調査及び対処方法の甲に対する報告
- (2) 災害対策本部・避難所等建築物の応急的措置
 - ア 清掃及び消毒等環境衛生の応急的措置（人員の支援、機材の支援、薬剤の提供等）
 - イ 給排水および電気設備に関する応急的措置
 - ウ その他甲が必要と認める業務

2 前項の甲の乙に対する要請は、災害対策本部・避難所等建築物の対処方法等報告要請書（別記様式 1）及び災害対策本部・避難所等建築物の応急的措置要請書（別記様式 2）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又はその他の方法をもって行い、後日文書を提出することとする。

3 乙は、この協定に基づく協力業務が円滑に行われるよう、あらかじめ協力体制を整備し、そ

の内容を甲に報告するものとする。

- 4 乙は、前項に基づく報告の内容に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。
- 5 乙は、第1項の要請があったときは、協力業務に可能な限り協力するものとする。
- 6 乙は、協力業務を実施したときは、災害対策本部・避難所等建築物の対処方法等報告書（別記様式3）及び災害対策本部・避難所等建築物の応急的措置完了報告書（別記様式4）により甲に報告するものとする。
- 7 乙はあらかじめ甲と協議のうえ、乙の会員のうち〈都道府県又は市町村〉入札参加資格者名簿に搭載されている業者の担当業務を定めるなど協力体制を整備するものとする。

（費用の負担）

- 第4条 この協定に基づく協力業務のために要した費用は、協力業務を要請した甲が負担する。
なお、費用の算出方法については、災害発生直前における当該地域の適正価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

（損害補償）

- 第5条 乙が甲の要請による業務の提供を行う際に、第3条に規定する業務に従事した者が負傷又は死亡した場合における保障及び第3条に規定する業務の提供を受けた災害対策本部・避難所等が損害を受けた場合（第三者に及ぼした損害を含む。）における損害賠償は、乙の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償を行うものとする。

（連絡窓口）

- 第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲にあっては〈該当部署〉とし、乙にあっては〈都道府県ビルメンテナンス協会〉事務局とする。
- 2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の連絡窓口は、変更後の防災行政事務を所管する組織を充てるものとする。

（協議事項）

- 第7条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。
- 2 甲乙は定期的に連絡を取り合い、情報交換する体制を整えるものとする。

（有効期間）

- 第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限りその効力を継続する。
- 2 協定書はそれぞれの災害発生より最大6ヵ月を運用期間とする。

（その他）

- 第9条 乙が、第3条第1項に規定する協力要請によらず、甲と別に締結した契約等に基づき協

力業務を実施する場合は、この協定の規定は適用しないものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日作成

甲：＜都道府県または市町村の住所＞
＜都道府県または市町村名＞
＜代表者氏名＞ 印

乙：＜都道府県協会住所＞
＜都道府県協会名＞
会長 ＜会長氏名＞ 印

各地協会同士による災害時相互応援モデル協定書（広域相互応援協定）

（趣旨）

第1条 この協定は、＜地区＞（＜協定を締結する都道府県協会＞をいう。）で、災害が発生し、被災都道府県のビルメンテナンス協会単独では被災都道府県及び市区町村からの応援要請（都道府県等との災害協定に基づくものをいう。以下同じ。）に十分に答えられない場合に、被災都道府県協会が他の都道府県協会に応援を要請する広域応援を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（相互連絡体制等の整備）

第2条 ＜締結を結ぶ都道府県＞のビルメンテナンス協会は、あらかじめ相互応援に関する担当窓口を定めるとともに、通信手段の多ルート化を図るなど、相互の迅速かつ円滑な情報伝達及び連絡系統の確立に努め、災害時等においては、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災都道府県等の情報収集
- (2) 被害状況の調査及びその対処方法案の策定
- (3) 災害対策本部および避難所等の被害への対処（清掃及び消毒、上下水道・電気等設備）
- (4) 日常清掃用具及びその消耗品の支給
- (5) 被害者等の避難所内の清掃及び消毒
- (6) 前各号に定めるものの他、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第4条 応援を受けようとする被災都道府県のビルメンテナンス協会は、次の事項を明らかにして、先ず口頭、電話等により他都道府県のビルメンテナンス協会の担当窓口に応援要請を行い、後日、速やかに決められた様式による文書を提出するものとする。

- (1) 被害の概要・被災状況
- (2) 応援の場所及び応援場所への経路
- (3) 応援の期間及び応援の具体的内容
- (4) 前各号に定めるものの他、必要な事項

（応援経費の負担）

第5条 応援経費は、原則として応援要請したビルメンテナンス協会の負担とする。

（自主的活動）

第 6 条 災害が発生し、被災都道府県のビルメンテナンス協会との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする<締結を結ぶ都道府県協会>のビルメンテナンス協会が必要と認めた時は、調査隊を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。

(災害支援協議会の設置)

第 7 条 <締結を結ぶ都道府県協会>のビルメンテナンス協会は、この協定に基づく、応援が円滑に行われるよう、「BM 緊急時災害支援協議会」を設置し、あらかじめ応援内容を具体的に定めるとともに、年 1 回その見直しを行い、次の資料を作成し交換するものとする。

- (1) 担当窓口の責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法
- (2) 清掃資機材のリスト
- (3) 清掃用洗剤及び消毒用薬品のリスト
- (4) <締結を結ぶ都道府県協会>のビルメンテナンス協会が締結している災害協定の内容
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(協議事項)

第 8 条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、<締結を結ぶ都道府県協会>のビルメンテナンス協会が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、<締結を結ぶ都道府県協会>の担当者窓口が別途協議して定めるものとする。

(施行期日)

第 9 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、原則として災害発生日より 6 ヶ月間までとする。その後も業務の継続が必要である場合は、延長期間について甲乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書<○>通を作成し、<○>者署名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。